

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間土地所有者の土地活用を支援し、企業等の立地を促進するために市が行う企業等立地サポート制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)企業等立地サポート区域 市街化区域全域をいう。

(2)宅建事業協力者 市内に営業所を有する宅地建物取引業を営む者、又は宅地建物取引業を営む法人で市内に登録された支店又は営業所をもつ者(以下「市内宅建業者」という。)で、本制度に登録したものをいう。

(土地所有者の申請)

第3条 土地所有者は、企業等立地サポート区域に企業等の立地を希望する場合は、企業等立地サポート申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、企業等立地サポート登録通知書(別記第2号様式)により、土地所有者に通知するものとする。

3 市長は前項の審査の結果、申請を不相当と認めるときは、企業等立地サポート非登録通知書(別記第3号様式)により、土地所有者に通知するものとする。

(変更)

第4条 土地所有者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、異動届出書(別記第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 土地所有者は、企業等立地サポート制度による土地利用が図られたときは、速やかに完了届出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 土地所有者は、企業等立地サポート制度の適用を受ける必要がなくなったときは、速やかに取下げ届出書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(企業等立地サポート区域における支援方策)

第5条 企業等立地サポート区域における支援方策は、土地の条件等を市が宅建事業協力者に提供することにより、それぞれが連携して行うものとする。

(促進区域における支援方策)

第6条 市は別表に定める促進区域においては、前条に定めるもののほか、次の各号のうち、土地所有者の選択に基づく支援を行う。ただし、

この支援は、仮換地指定を行い使用収益を開始した後とする。

(1)土地の条件等を市が広く周知する方法

(2)土地の条件等に基づき市が立地希望企業を調査し、その結果を土地所有者に示す方法

(宅建事業協力者の登録)

第7条 市内宅建業者が登録を受けようとするときは、宅建事業協力者登録申請書(別記第7号様式)により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めたときは宅建事業協力者登録通知書(別記第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は前項の審査の結果、申請を不相当と認めたときは、企業等立地サポート非登録通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(宅建事業協力者の変更等)

第8条 宅建事業協力者は、申請の内容を変更しようとするときは、変更届出書(別記第10号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 登録の取下げを希望する宅建事業協力者は、登録取下げ届出書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、宅建事業協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、宅建事業協力者の登録を取り消すことができる。

(1)市内に営業所を有しなくなったとき。

(2)守秘義務に違反したとき。

(3)法令違反その他著しく不正な行為を行ったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により宅建事業協力者の登録を取り消したときは、登録取消し通知書(別記第12号様式)によりその旨を宅建事業協力者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成19年11月12日 告示第221号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第6条)

促進区域	富里第二工業団地 七栄南新木戸土地区画整理事業区域内 七栄北新木戸土地区画整理事業区域内 日吉倉五斗蒔土地区画整理事業区域内
------	---

別 記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名 ⑩
(電話番号)

企業等立地サポート申請書

下記の土地について、企業立地の促進に努めたいので、富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 所在地番
2. 地目
3. 地積
4. 用途 建ぺい率 % 容積率 %
5. 都市施設

6. 立地条件
7. サポート方策

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

富里市長

企業等立地サポート登録通知書

年 月 日付企業等立地サポート申請について、下記のとおり決定しましたので、富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

1. 登録番号
2. 所在地番
3. サポート方策

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

様

富里市長

企業等立地サポート非登録通知書

年 月 日付企業等立地サポート申請について、次の理由により不相当と認めましたので、富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1. 所在地番
2. 理由

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名 ⑩

異動届出書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 所在地番
3. 変更事項

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名 ⑩

完了届出書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 所在地番
3. 立地企業名

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

住所

氏名 ⑩

取下げ届出書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 所在地番
3. 事由

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業所名
代表者名 ⑩

宅建事業協力者登録申請書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所名	
宅地建物取引業番号	
市内事業所所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
備考	

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

様

富里市長

宅建事業協力者登録通知書

年 月 日付宅建事業協力者登録申請書について、富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 登録番号
2. 事業所名

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

様

富里市長

企業等立地サポート非登録通知書

年 月 日付宅建事業協力者登録申請書について、次の理由により不相当と認めましたので、富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1. 理由

第 10 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業所名
代表者名 ⑩

変更届出書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 変更事項

第 11 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業所名
代表者名 ⑩

取下げ届出書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 登録番号
2. 発生事由

第 12 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

様

富里市長

登録取消し通知書

富里市企業等立地サポート制度に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 登録番号
2. 事由